

エチレンオキシド 酸化プロピレン

燻蒸作業対象物質になりました

エチレンオキシドと酸化プロピレンは、従来から特定化学物質(特定第2類物質、特別管理物質)として規制されていましたが、燻蒸に使われていることから、燻蒸作業の規制対象物質として追加することにより、健康障害防止対策を拡充します。(特化則第5条、第38条の14)

- * エチレンオキシドや酸化プロピレンを成分とする燻蒸剤が文化財の燻蒸などに使用されています。
- * 平成25年1月1日から義務化

燻蒸作業の規制対象となる物質と含有率

物質	物性	製剤の含有率	
シアン化水素 CAS No. 74-90-8	沸点 26°C	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	
臭化メチル CAS No. 74-83-9	沸点 4°C	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	
ホルムアルデヒド CAS No. 50-00-0	沸点 -20°C	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	
エチレンオキシド CAS No. 75-21-8	沸点 11°C	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	新規
酸化プロピレン CAS No. 75-56-9	沸点 34°C	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	新規

燻蒸作業全般に共通の措置

- ① 対象物質の濃度の測定は、燻蒸する場所の外から行うことができるようにすること。
 - ② 投薬は、燻蒸しようとする場所の外から行うこと。
 - ③ 燻蒸中の場所からの対象物質の漏えいの有無を点検すること。
 - ④ ③の点検で異常を認められた場合には、目張りの補修等の措置を講じること。
 - ⑤ 燻蒸中の場所には労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を表示すること。
 - ⑥ 燻蒸中の扉等を開放するときは、風向を確認する等の措置を講じること。
- ※②と⑤に例外規定あり(呼吸用保護具の使用、監視人の配置)

燻蒸作業の種類に応じた措置

燻蒸作業の種類に応じて、それぞれ所定の措置を講じること。

- ①倉庫燻蒸作業、コンテナ燻蒸作業 ②天幕燻蒸作業 ③サイロ燻蒸作業
④はしけ燻蒸作業 ⑤本船燻蒸作業

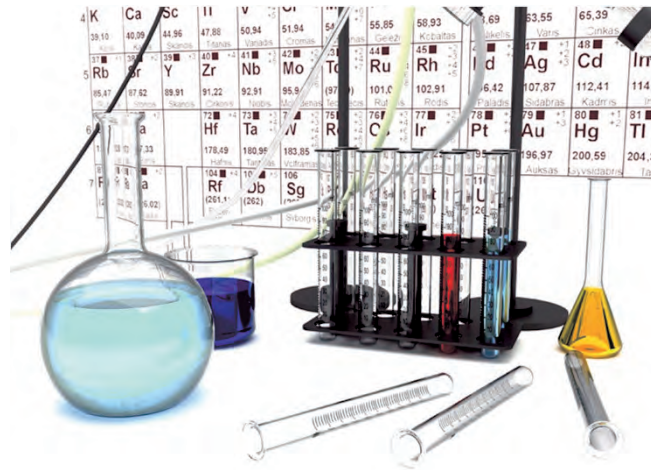
* 倉庫等には博物館等の収蔵庫、展示室が含まれます。

労働者の立ち入りを禁止する濃度基準値

物質	濃度基準
シアン化水素	3mg/m ³ または3ppm
臭化メチル	4mg/m ³ または1ppm
ホルムアルデヒド	0.1mg/m ³ または0.1ppm
エチレンオキシド	2mg/m ³ または1ppm
酸化プロピレン	5mg/m ³ または2ppm

注) ①、④、⑤については、燻蒸した場所または隣接する居室等に燻蒸後初めて労働者を立ち入らせる場合には、燻蒸した場所の濃度を測定しなければならず(外部から測定、検知管等による簡易な測定方法で可)、測定の結果濃度が基準値を超える時は、労働者を立ち入らせてはいけません。

ただし、基準値以下とすることが著しく困難であって、当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器または隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは立ち入らせることができます。



改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei48/index.html>

条文の参照は
電子政府の総合窓口（e-GOV） 法令データ提供システム
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署
(所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)

(平成24年12月作成)